



睡蓮、ジヴェルニー のモネの池？



老齢基礎年金の合算対象期間 (カラ期間)とは？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要です。しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていなかったことなどにより25年を満たせない場合があります。

そこで、このような方も年金を受給できるよう、年金額には反映されませんが受給資格期間としてみなすことができる期間があります。この期間を「合算対象期間」(カラ期間といいます。)といい、保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

※厚生年金保険等の加入期間がある方は、生年月日により、25年の年金加入期間がなくても受給資格期間を満たす特例があります。



◇主な合算対象期間について

法律の改正等により、下記の3タイプに分類されます。

① 昭和61年4月1日以後の期間
合算対象期間の制限がある期間(20歳以上60歳未満に限定)
日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間
平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除き、年金法上に規定された各種学校を含む)であって国民年金に任意加入しなかった期間
合算対象期間の制限のない期間
第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間
② 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間
合算対象期間の制限がある期間(20歳以上60歳未満に限定)
厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間
被用者年金制度等から支給される老齢(退職)年金受給権者とその配偶者、老齢(退職)年金の受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間
学生(夜間制、通信制、各種学校を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間
昭和36年4月以降の国会議員であった期間
昭和37年12月以降の地方議員であった期間
日本国籍を取得した方又は、永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間
日本人であって海外に居住していた期間
国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間
合算対象期間の制限のない期間
厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間

(昭和 61 年 4 月～65 歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間（免除期間を含む）がある人に限る）
厚生年金保険、船員保険の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20 歳未満又は 60 歳以上の期間
③ 昭和 36 年 3 月 31 日以前の期間
合算対象期間の制限のない期間
厚生年金保険・船員保険の被保険者期間（昭和 36 年 4 月以後に公的年金加入期間がある場合に限る）
共済組合の組合員期間（昭和 36 年 4 月以後に引き続いている場合に限る）

就職・転職・退職、結婚・離婚等、人生の節目には、年金の加入でも節目になる場合が多くあります。その際には手続きが必要になりますが、それを怠ると将来の年金受給に不都合が起こることもあります。また、頻繁に制度改正もありますので注意していくことが必要です。まずは自分の年金を守るためにも「ねんきん定期便」等を活用して今一度ご自身の年金加入記録をご確認ください。

健康診断の法的な位置づけは？

健康診断に関しては、労働安全衛生法第 66 条により、『事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。』とされており、事業者に対して健康診断を行い社員の健康状態を把握することを義務づけています。さらに常時 50 人以上の労働者を使用する場合には定期健康診断報告書を労働基準監督署に提出しなければいけません。これに違反した場合 50 万円以下の罰金が課せられることがあります。



◇健康診断の種類、対象労働者

一般健康診断	
雇入れ時の健康診断	常時使用する労働者（※）を雇い入れる時に行うもの。
定期健康診断	常時使用する労働者に対し、1 年以内に 1 回、定期に行うもの。
特定業務従事者の健康診断	深夜業などの特定業務に従事する労働者に対し、配置替えの際及び 6 ヶ月以内ごとに 1 回行う。
海外派遣労働者の健康診断	労働者を海外に 6 ヶ月以上派遣する際及び 6 ヶ月以上海外派遣した労働者を国内で業務に就かせる時に行う。
給食従事者の健康診断	給食従事者に対し、雇入れの際及び配置替えの際に行う。
特殊健康診断	
有害な業務に従事する労働者に対する健康診断	高圧室内作業に関わる業務、潜水業務、放射線業務、特定化学物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し、6 ヶ月以内ごとに 1 回行う。

※ 常時使用する労働者とは、正社員はもちろんですが、パートタイム労働者においても 1 年以上の雇用見込みがある場合、又は 1 週間の所定労働時間が正社員の所定労働時間の 4 分の 3 以上である場合にもこれに該当します。

◇健康診断時の費用、賃金支払、その後の対応

◎健康診断費用の支払について
事業者によって実施義務を課している以上、事業者が費用を負担すべきであるとされています。但し、2 次検診以降の費用についてはその義務を課していません。
◎受診時の賃金の支払いについて
一般健康診断は実施義務を事業者に課したもので、業務遂行との直接の関連において行われるものではなく支払い義務はないが、事業の円滑運営のため労使協議で定めて、事業者が負担するのが望ましい。
一方、特殊健康診断は、業務の遂行に関して健康確保のために当然実施しなければならないもので、受診に要した時間は労働時間に含めるので支払う必要がある。原則的に所定労働時間内で行い、時間外に診断を行った場合は割増賃金も支払うこととなります。

◎健康診断後の対応について

診断の結果、労働者に異常の所見があった場合は、事業主は医師の意見を聴き、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少等の適切な処置を講じる必要があります。

◎保存期間について

健康診断の結果に基づいて健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。

◎就業規則・労働契約等に記載する事項について

労働者が受診を拒否した場合や、診断結果の提出を拒否した場合の罰則についての記載はありませんので、事業主には強制力がありません。その場合にはあらかじめ就業規則や労働契約で受診や提出を拒否した際の懲戒処分などの規定を設けておく必要があります。

◎省略できる診断項目について

定期健康診断の診断項目は次のとおりです。

① 既往歴・業務歴の調査	② 自覚症状・他覚症状の有無の検査	③ 身長・体重・腹囲・視力・聴力の検査
④ 胸部 X 線・喀痰検査	⑤ 血圧の測定	⑥ 貧血検査
⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GPT の検査）		
⑧ 血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライド [*] ）		
⑨ 血糖検査	⑩ 尿検査	⑪ 心電図検査

このうち以下の項目について、医師が必要でないと認めるときは、省略することができるとされています。

項目	省略できる者
身長検査	20歳以上の者
喀痰検査	1.胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 2.胸部エックス線検査によって結核発病の恐れがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	40歳未満の者（35歳の者は除く）
尿中の糖の有無の検査	血糖検査を受けた者



多摩のさくらんぼ

ご意見・ご質問などは、お気軽にお問い合わせください。次号は6月28日に配信いたします。（石田久男）